

第26回鎌倉市生活環境整備審議会会議録（概要）

- 1 **開催日時** 令和3年(2021年)4月21日(水)14時から14時35分まで
- 2 **開催場所** 鎌倉市役所2階 全員協議会室
- 3 **出席者** 横田会長、荒井副会長、大西委員(リモート)、河邊委員、村田委員(リモート)、坂本委員(リモート)
- 4 **事務局** 能條環境部長、不破環境部次長、谷川環境部次長、月花環境施設課長、石井ごみ減量対策課環境指導監、花田環境施設課環境施設担当担当係長、鬼頭環境施設課環境施設担当担当係長、安倍ごみ減量対策課ごみ減量対策担当担当係長、國井ごみ減量対策課ごみ減量対策担当担当係長、富樫環境施設課環境施設担当
- 5 **傍聴者** 1名
- 6 **議題**
 - (1) 「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」の答申(案)について
 - (2) その他

7 配布資料

- ・資料1 答申書(案)
- ・資料2 鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について(案)
- ・資料3 事前意見対応表

8 会議の概要

主な内容は次のとおりです。

横田会長

議題(1)「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」の答申(案)について、事務局から説明をお願いしたい。

月花課長

議題(1)「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」の答申(案)について説明する。

資料1 答申書(案)を御覧いただきたい。資料1は答申書の鑑文となる。

平成23年11月の諮問から、これまでの経過を記載し、資料2 鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方についてのとおり、答申する旨を記載している。

また、本答申が鎌倉市の目指す「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けた、安定的なごみ処理体制構築の一助となることを期待する旨、記載している。

答申内容については、資料2 鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について(案)を御覧いた

だきたい。

本書の構成は、これまでの審議を踏まえ、「はじめに」、「1 一般廃棄物処理施設のあり方とごみ処理の考え方について」、「2 燃やすごみの処理について」、「3 資源化処理施設について」、「4 し尿の処理」、「5 まとめ」に整理した。

それぞれの項目について、その概要を説明する。

まず、1 ページから 3 ページ「はじめに」には、廃棄物処理を取り巻く国内の状況を俯瞰し、人口減少に伴うごみの総排出量の減少と焼却施設における焼却能力の余剰、気候変動対策の必要性等から、国においても、改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の検討を進めるよう指摘している旨、記載している。

また、国際社会の動向として、2030 年までに先進国・途上国を問わず、持続可能な社会の実現を目指す SDGs について記載している。

3 ページには、国内及び国際社会に係る内容を受け、本市の廃棄物処理体制の検討経過、平成 31 年 3 月に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」、令和 2 年 8 月に策定した「2 市 1 町ごみ処理広域化実施計画」について記載している。

次に、3 ページから 6 ページにかけての「1 一般廃棄物処理施設のあり方とごみ処理の考え方について」では、「(1) 一般廃棄物処理施設のあり方について」として、本市廃棄物処理施設を整理するとともに、地域特性等の条件から、当面はこれら施設を継続し、新たに施設整備を行う場合には、既存施設の敷地の利活用の検討が必要な旨、記載している。

4 ページ、「(2) 資源化の考え方について」では、平成 2 年の「ごみダイエット運動」を皮切りに廃棄物の減量・資源化に取り組み、その結果、大幅に燃やすごみの削減が図られ、リサイクル率が高まったことは、市民や事業者の皆様の理解と協力の成果であることを記載している。その上で、新たな方針や広域化実施計画に示す、更なる廃棄物の減量・資源化にあたっては、市民・事業者への十分な説明を行うこと、民間活力の導入の可能性について総合的な検討を行うことを記載している。

5 ページ、「(3) ごみ処理広域化について」では、これまでの広域化の検討経過、国の広域化・集約化に向けた方向性を示し、県内他都市との広域化の検討、災害廃棄物処理支援ネットワークを活用した災害廃棄物処理の必要性について記載している。

次に、6 ページから 8 ページにかけての「2 燃やすごみの処理について」では、「(1) 燃やすごみの処理について」で、広域化実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設及び民間事業者の活用を中心としつつも、リスク管理の観点から、処理可能な複数事業者の確保等の重要性を記載している。

7 ページ、「(2) 中継施設について」では、実用化されている中継施設の方式の特徴を整理している。また、中継施設整備にあたり、非常時の対応について注意を促すとともに、運搬ルート・臭気・騒音など、その対応策を検討し、周辺住民の方々への丁寧な説明が必要である旨を記載している。

次に、8 ページから 17 ページにかけての「3 資源化処理施設について」では、「(1) 既存の資源化品目の処理について」と「(2) 新たな資源化品目等の処理について」に整理している。

「(1) 既存の資源化品目の処理について」では、「ア 笹田リサイクルセンター」の長寿命化整備方針（案）に係る審議経過を整理するとともに、社会情勢を踏まえた整備計画の検討、周辺

住民への十分な説明の必要性について記載している。10 ページ、「イ 民間処理施設の活用について」では、民間事業者における容器包装プラスチック・ペットボトル・紙類・布類の資源化手法を整理し、リスク管理として1者に依存することなく、複数事業者を選定すべき旨、記載している。11 ページ、「ウ 植木剪定材受入事業場について」では、現状と当面の間の継続利用に係る留意事項を整理、「エ 坂ノ下積替所について」では、現状と立地等に係る課題を整理、11 ページ、「オ 粗大ごみ等の受け入れ施設について」では、名越クリーンセンター及び今泉クリーンセンターの現状と継続活用について整理している。これら施設については、当面の間は継続して活用しつつも、更なる効率的な運用を図るため2市1町の広域化の協議中で検討していく必要性について記載している。

12 ページ、「(2) 新たな資源化品目等の処理について」、「ア 生ごみ資源化施設について」では、SDGsにおける廃棄物処理の位置づけを再掲し、燃やすごみの約半分を占める生ごみの資源化が、SDGs達成及び「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に大きく寄与するものであることを記載している。生ごみの資源化にあたっては、平成30年12月に本審議会でもとりまとめた「生ごみ資源化にあたって留意すべき事項」を示すとともに、施設運営の留意事項、施設拡大前の評価の実施、分別方法の市民への十分な周知を行う旨を記載している。15 ページ、「イ 紙おむつについて」では、他市区町村や民間事業者における再生利用等への取組、環境省が策定したガイドラインに触れ、本市の検討にあたっては、先進事例や関連施策の研究、費用対効果の検証を十分に実施したうえで、市の方針を決定すべきである旨、記載している。16 ページ、「ウ 事業系ごみについて」では、事業系生ごみの資源化に向けて、登録再生利用事業者に係る情報提供に努める必要がある旨、記載している。また、混合ごみを対象とした新たな資源化技術である縦型乾式メタン発酵システムについて言及し、本市における運用にあたっては、小規模事業者に過度な負担が生じないよう配慮しつつも、生ごみを分別することなく混合ごみとして排出する場合には、自己責任による適正処理の推進に向けた取組を検討する必要がある旨、記載している。

次に18 ページ、「4 し尿の処理」では、深沢クリーンセンターの現状を示し、現時点では必要があるため、当面は現施設での処理を継続することとし、将来的には、費用対効果の観点から施設のあり方について検討の必要性を記載している。

また18 ページ、「5 まとめ」では、本審議会の議論を踏まえ、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向け、確実にごみの減量・資源化推進するためには、その必要性や手法、施設整備が必要になる場合には、その必要性や費用対効果、周辺環境等への配慮を盛り込んだ整備計画を市民に丁寧に説明し、理解と協力を得ることが重要であることを記載している。また、事業系ごみの資源化にあたっては、安定的かつ確実な処理を実施するため、バックアップ体制構築の必要性を記載している。最後に、広域化の協議を引き続き積極的に進めていくべき旨を記載している。答申（案）の内容の説明は以上である。

続いて、資料3 事前意見対応表を御覧いただきたい。

委員の皆様には、事前に答申（案）を確認いただき、意見等とその対応について整理した。いただいた意見等を踏まえ、答申文案の修正等について確認いただきたい箇所について順に説明する。

1 ページを御覧いただきたい。

No.2 は、指摘を踏まえ、令和元年度時点のごみの総排出量、焼却量、リサイクル率の実績値

を追記する。

No. 3 は、対応欄のとおり、表現を見直している。

No. 6 は、指摘のとおり、資源化施策に限定することなく、「廃棄物処理施策」に文言を改めた。

No. 7 は、指摘のとおり、「逗子市の既存焼却施設」に文言を改めた。

2 ページを御覧いただきたい。

No. 8 は、指摘のとおり、LCC（ライフ・サイクル・コスト）の試算は本審議会において実施したものではないことから、「方針案における LCC の試算結果」に文言を改めた。

No. 10 は、指摘のとおり、文言を追加し、施設の適切な維持管理を継続する旨、文言を改めた。

No. 11 は、指摘のとおり、段ズレを修正した。

3 ページを御覧いただきたい。

No. 16 は、指摘のとおり、県内他市との連携を追記した文言に改めた。

御審議の程、お願いしたい。

横田会長

ただいまの説明について、御意見、御質問をいただきたい。

河邊委員

答申（案）において、生ごみ資源化施設は今泉クリーンセンター用地、中継施設は名越クリーンセンター用地に建設する予定となっている。

以前の審議会において、住民からの反対が出ているとのことであったが、現状どうなっているのか。また、住民への説明はどの程度行われているのか。

月花課長

生ごみ資源化施設については、今泉クリーンセンター周辺の町内会から白紙撤回を求める要請書が提出されている。これに対し、市としては市の計画をより丁寧に説明し、理解を深めていただき、その上で御協力が得られるよう近隣住民に説明資料を個別に配布するとともに、施設整備等に係る説明動画を作成し、市ホームページにおいても配信している。また、今泉クリーンセンターや大船行政センターにおいて、説明会を開催した。あらゆる機会に市の取組を説明し、御意見等をいただく場を設けていきたいと考えている。

中継施設についても、名越クリーンセンター周辺町内会と協議会を設けており、これらの場を通じて、近隣住民に理解を深めていただくとともに、御質問、御不安に対し、丁寧に説明していきたいと考えている。また、今泉同様に、近隣住民の方々向けの説明資料（ニューズペーパー）を個別配布又は周辺町内会の御協力を得て配布していきたい。

引き続き、近隣住民の方々には協議会等の場を通じて市の施策を説明し、御理解いただけるよう取り組んでまいりたい。

河邊委員

状況は承知した。

ごみ焼却施設建設の検討にあたり、用地選定に関わったが、最終的に用地を選定し、住民説明を行う中で、結果的に施設建設を断念した経緯がある。生ごみ資源化施設及び中継施設の建設については、引き続き近隣住民の方々に対し説明を行い、施設計画を進めてもらいたい。

施設計画を進めるにあたっては、ごみ焼却施設建設を断念した経緯を検証し、同じことを繰り返すことのないよう進めてもらいたい。一度断念した事例があると、他の施設計画を進めることが難しくなることもあるが、時間をかけてよりよい説明を心がけ、進めてもらいたい。

谷川次長

ごみ焼却施設は、山崎下水道終末処理場未活用地での建設を予定していた。

当時、建設に反対する会から既存施設の臭気対策が十分でない指摘がされた。近隣住民の方々からも既存施設の維持管理が不十分との意見があり、市としても改善に向けた措置を行っている。

もう1点は、既に下水道終末処理場があるうえに、ごみ焼却施設を建設されることで、2つの迷惑施設を持つことになるということであった。市としては、御負担をかけることになるが、よりよい施設整備を行うことで負担を軽減する旨を説明してきたが、御理解いただけなかった。

最終的には、改めて原点に立ち返って費用面やごみ処理体制等について検討し、平成31年（2019年）3月に、将来のごみ処理体制についての方針を公表した。

横田会長

既存施設のマイナスイメージが反対を招いたとも考えられる。

当時の説明では、建設を予定しているごみ焼却施設ではそのようなことはない説明してきたのか。そのあたりの説明が足りなかったということか。

谷川次長

市として最新の処理技術を含め、よりよい施設となるよう説明してきたが、周辺住民の方々から2つの迷惑施設ということで理解を得られなかった。

横田会長

環境対策では、過去の事例が重要な意味を持つ。過去の事例でマイナスイメージを持たれると、今度も同じだろうとマイナスイメージを持たれてしまう。

今後の施設計画を進めるにあたっては、注意していく必要がある。

谷川次長

今泉クリーンセンターにおいて、現在も臭気対策を行っている。既存施設を適切に維持管理し、不信感を持たれないよう注意し取り組んでいる。

横田会長

住民理解についても、非常に力を入れて進めてもらいたい。

答申（案）については、委員の皆様から事前に御指摘をいただいております、本日の審議も踏まえ、修正することとする。修正については、私に一任いただくことでよろしいか。

委員全員

<了承>

横田会長

了承いただいたので、事務局と調整のうえ、正式に答申として市に提示することとする。それでは、その他について報告をお願いします。

月花課長

平成 23 年（2011 年）11 月の諮問から、約 10 年にわたり御審議いただいた「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」、本日答申（案）を提示し、委員の皆様から御意見等をいただいた。御意見のうち、修正が必要な箇所については会長一任となったため、会長と事務局で調整し、確定したいと考えている。確定した答申は、委員の皆様にもメールにて配布する。

また、確定した答申書として日を改めて、会長から市長に手交いただきたいと考えている。

併せて、本日の議事録は作成次第、メールにて送付する。御確認をお願いしたい。

なお、本審議会委員の任期については、答申書の確定、公表をもって満了となる。

永年にわたり、本市の廃棄物処理について御審議いただいたことに御礼申し上げます。引き続き、御指導いただくようお願いする。

今後の対応についての説明は以上である。

横田会長

ただいまの説明について、御意見、御質問をいただきたい。

委員全員

<了承>

横田会長

第 26 回鎌倉市生活環境整備審議会を終了する。

平成 23 年（2011 年）の諮問から、約 10 年にわたり御審議いただき、感謝申し上げます。

（閉会）